

第81回

# 定時株主総会 継続会開催ご通知

日時

2023年

7月25日（火曜日）午前10時

場所

北浜フォーラム | 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

(大阪証券取引所ビル 3階)会議室 A・B・C

末尾の「株主総会継続会会場のご案内」をご参照ください。

Energy & Ecology

## お土産配布の取りやめについて

株主総会同様、本継続会につきましてもお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：1976

2023年7月10日

大阪市西区京町堀一丁目8番5号  
**明星工業株式会社**  
取締役会長 **大谷 壽輝**

## 第81回 定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2023年6月22日開催の第81回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第81回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1	日 時	2023年7月25日（火曜日）午前10時
2	場 所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号 北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル 3階）会議室A・B・C
3	目的事項	報告事項
		1. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第81回定時株主総会継続会 出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 電子提供措置に関する事項について

本継続会の開催に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.meisei-kogyo.co.jp/ir/library/meeting/>



<株主総会資料 掲載ウェブサイト>

<https://d.sokai.jp/1976/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明星工業」または「コード」に「1976」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトへ掲載しておりますので、本継続会の開催ご通知には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本継続会の開催ご通知に記載の各書類のほか、上記の各ウェブサイトへ掲載している上記書類となります。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1 | 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞が徐々に和らぐなかで、企業業績が持ち直しに転じ設備投資も底堅い動きを示しました。しかしながら、長引く原材料高による歴史的な物価上昇が実質賃金の低下を招いたことから個人消費が伸び悩み、景気は弱含みの局面で推移いたしました。一方、海外ではウクライナ情勢に終息の目処が立たないことに加え、台湾有事といった地政学リスクの懸念によるグローバルサプライチェーンの混乱および欧米における金融引き締めにより、米国は金利上昇による景気回復の遅れ、欧州は天然ガス価格の高騰を受けたインフレ懸念、中国では「ゼロコロナ」政策による経済活動の抑制等から成長率が低下するなど、世界経済全体の減速を背景に、国内外ともに景気の先行き不透明感が継続する状況となりました。

当社グループを取り巻くエネルギー関連市場につきましては、人件費の上昇や原材料価格の高騰および供給制約はあったものの、既存製油所や化学プラントの改修・保全工事のほか、インフラ分野への設備投資が堅調に推移するとともに、水素・アンモニアや持続可能な航空燃料（S A F）などの低・脱炭素関連など、カーボンニュートラルに資する案件が進展いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、昨年度よりスタートした中期経営計画（2021年度～2023年度）2年目の目標達成のため、顧客の脱炭素化への取り組みへの対応や新たな事業領域の創出に注力するなど、今後の成長を支える収益基盤の確立に向けてグループ全体で取組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は、602億9百万円（対前期比11.7%増）、売上高は558億9千万円（同15.5%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は68億3千万円（同27.9%増）、経常利益は72億5千万円（同28.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億8千万円（同23.4%増）となり、中期経営計画2年目の目標数値を達成することができました。

なお、当事業年度末の株式配当金につきましては、株主の皆様への利益還元が経営の最重要課題であるとの基本方針に基づき、業績および財政状況を総合的に勘案し、前期末より4円増配し1株当たり24円（中間配当金とあわせ年間36円）としてご提案させていただきます。

#### 受注高

602億 9百万円

対前期比 11.7%増 

#### 売上高

558億 9千 0百万円

対前期比 15.5%増 

#### 営業利益

68億 3千 0百万円

対前期比 27.9%増 

#### 経常利益

72億 5千 8百万円

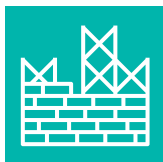
対前期比 28.7%増 

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

46億 8千 0百万円

対前期比 23.4%増 

事業の種類別の概況は次のとおりであります。



## 建設工事業

建設工事業における当社グループの主たる事業である断熱工事に関しましては、国内では慢性的な労働力不足や熾烈な受注競争が続くなか、各種プラントの省力化投資や脱炭素に向けた環境対応投資が継続し、石油・石油化学関連が安定的に推移したほかバイオマス発電設備等の新設案件が伸びました。海外におきましては、インドネシア国で建設中の大口工事の追加受注に加え、同国において新たな建設工事を受注いたしました。その結果、断熱工事全体につきましては、前年同期に比べ受注高、売上高ともに増加いたしました。

環境関連工事に関しましては、政府の方針により官公庁・民間企業が環境負荷低減への取り組みを推し進めるなか、煙突ライニング工事などの業種が伸び悩みましたが、受注・売上面においてごみ処理施設工事が環境部門を牽引いたしました結果、環境関連工事全体といたしましては、断熱工事同様前年同期に比べ受注高、売上高ともに増加いたしました。

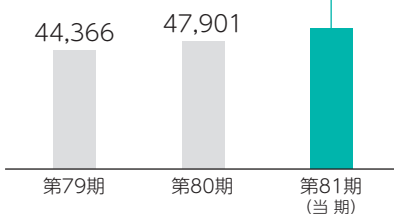
クリーンルーム工事に関しましては、工事監督・作業員の深刻な人手不足や資機材調達価格の上昇など厳しい事業環境が継続いたしました。国内の工業系クリーンルームの建設需要が引き続き好調を持続し、前年同期に比べ受注高は増加いたしました。売上高は前期を下回る結果となりました。

冷凍冷蔵低温設備工事に関しましては、顧客の冷凍冷蔵倉庫新設案件の選択受注や投資計画の中止・延期・縮小等がありましたものの、幅広い事業領域の受注活動を展開してまいりました結果、前年同期に比べ受注高は大きく増加いたしました。売上高は前期受注残高の関係で減少いたしました。

その結果、当連結会計年度における建設工事業の受注高は527億2千2百万円（対前期比10.1%増）、売上高は493億3千1百万円（同13.0%増）の計上となりました。

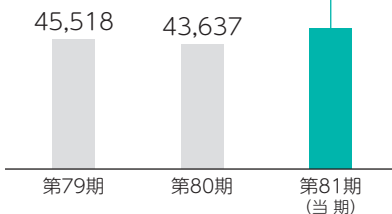
### 受注高

52,722 百万円 対前期比 10.1%増



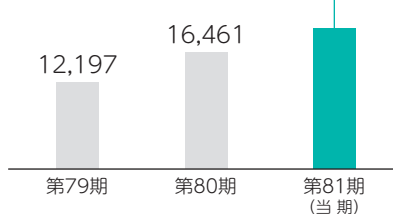
### 売上高

49,331 百万円 対前期比 13.0%増



### 受注残高

19,852 百万円 対前期比 20.6%増



# 事業報告



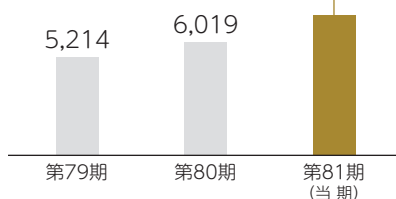
## ボイラ事業

ボイラ事業の当連結会計年度における受注高および売上高の状況につきましては、公共投資や民間設備投資によりバイオマス発電設備や環境配慮型のボイラならびにメンテナンス投資が継続するなか、受注面、売上面においてバイオマス焚ボイラ・廃熱ボイラ等の新缶製造が前期に比べ増加し、設備の改造・点検・補修工事におきましても、引き続き底堅く推移いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるボイラ事業の受注高は74億8千6百万円（対前期比24.4%増）、売上高は65億5千9百万円（同38.0%増）の計上となりました。

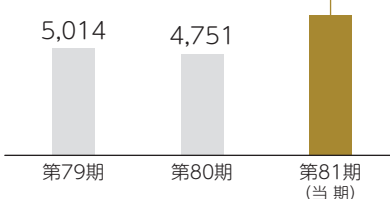
### 受注高

7,486百万円 対前期比 24.4%増



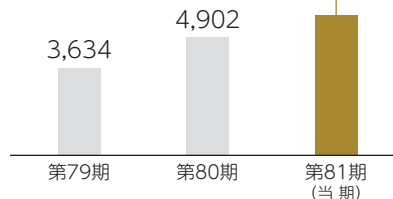
### 売上高

6,559百万円 対前期比 38.0%増



### 受注残高

5,829百万円 対前期比 18.9%増



(注) 当社グループでは、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は省略しております。

---

## 2 | 設備投資の状況

---

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、11億2千7百万円であり、その主なものは次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金により充当いたしました。

〈建設工事業〉

老朽化した国内事業所の新築等

〈ボイラ事業〉

新工場の建設用地取得等

## 3 | 資金調達の状況

---

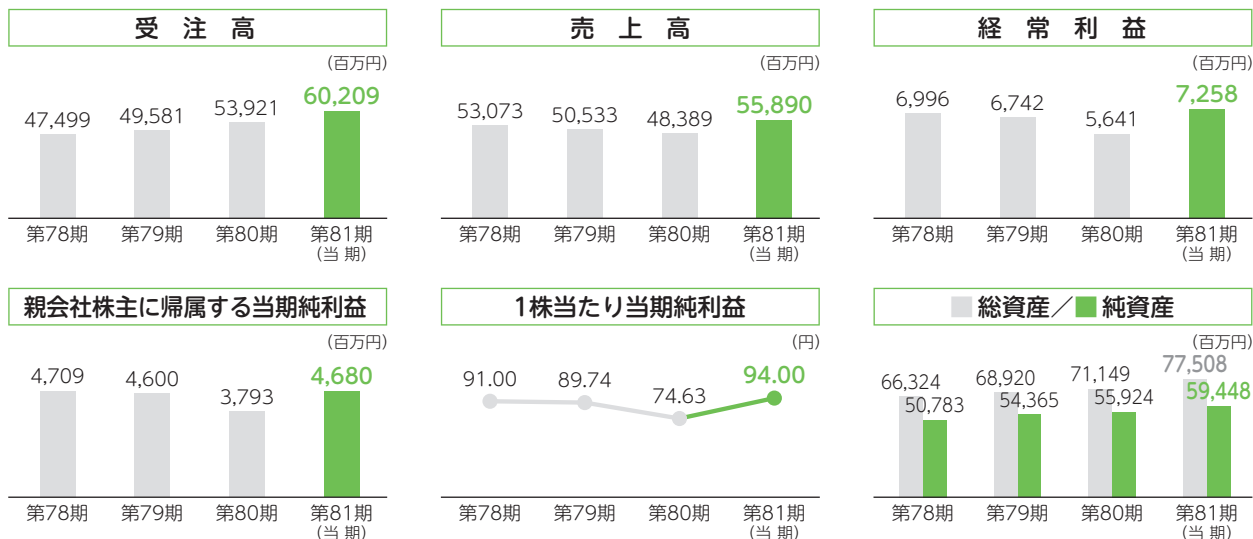
資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

## 4 | 財産および損益の状況の推移

区 分			第78期 2020年3月期	第79期 2021年3月期	第80期 2022年3月期	第81期(当期) 2023年3月期
受	注	高(百万円)	47,499	49,581	53,921	60,209
売	上	高(百万円)	53,073	50,533	48,389	55,890
経	常	利 益(百万円)	6,996	6,742	5,641	7,258
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)			4,709	4,600	3,793	4,680
1株当たり当期純利益(円)			91.00	89.74	74.63	94.00
総	資	産(百万円)	66,324	68,920	71,149	77,508
純	資	産(百万円)	50,783	54,365	55,924	59,448
1株当たり純資産額(円)			983.89	1,053.19	1,116.33	1,185.84

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により算出しており、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。





## 5 | 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な経済減速による海外景気の後退局面が国内経済に影響を及ぼすおそれと、ウクライナ情勢の長期化による物価上昇がコスト増加の要因となり需要の減少が懸念されます。また、新型コロナウイルス感染症のピークアウトにより景気は持ち直しの動きに転じておりましたが、インフレの加速がグローバル経済の成長を抑制する警戒感に加え、円安と資源価格の高止まりも景気の下振れリスクとなり、先行き不透明感が増すものと思われま

す。当社グループを取り巻く主要関連市場におきましては、老朽化設備の維持・更新を中心とした設備投資をはじめ、再生可能エネルギー、CCS（二酸化炭素回収・貯留）、既存設備の温室効果ガス削減に向けての投資が期待されるとともに、海外ではエネルギー需要の増大によって中長期的にプラント市場が拡大していくことが見込まれることから、今後も顧客の受注動向を注視していく必要があります。

このような情勢に対処するため、当社グループは、2021年度を始期とする中期経営計画（2021年度～2023年度）の目標達成に向けて、「新たなステージへの挑戦」のスローガンのもと、「改革、スピード&チャレンジ」の行動指針をグループ全体に浸透させ、脱炭素案件の獲得に向けた情報の収集および情報の共有を図り、将来的なエネルギー源となる水素・アンモニアに係る防熱技術・工法の開発等、未来に向けた持続的成長戦略を展開してまいります。

また、ESG課題に取り組みながらサステナビリティ経営を実践するとともに、より強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築ならびにコンプライアンスを徹底し、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるよう企業価値の向上に邁進する所存です。

株主の皆様には、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 6 | 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社よしみね	98 <small>百万円</small>	100.0 %	ボイラ・各種工業炉・製缶・配管の設計、製造、施工および据付
明星建工株式会社	30	100.0	建築工事および内装仕上工事の設計、施工
日本ケイカル株式会社	300	66.7	けい酸カルシウム保温材の製造、販売
MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.(シンガポール)	1,500 <small>千S\$</small>	100.0	熱絶縁工事および耐火工事の設計、施工

(S\$ : シンガポール・ドル)

- ③ 特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7 | 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業別区分	種類	事業内容
建設工事事業	熱絶縁工事	保温、保冷(超低温)、防露および耐火・断熱工事
	環境関連工事	ごみ処理施設、コンクリート耐震補強、煙突ライニング、防音およびアスベスト除去工事
	内装仕上工事	クリーンルーム、アルミ・スチール耐火構造間仕切工事
	その他附帯工事	築炉、塗装、防食、足場架設、コンクリート補修、鉄工、配管・ダクト、耐火被覆および冷凍冷蔵低温設備工事等
	工事用材料の製造	熱絶縁工事業用材料の製造、販売
ボイラ事業	一般機械器具製造	産業用ボイラ、産業用焼却炉の製造

## 8 | 主要な営業所および工場（2023年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所、工場および研究所

本	社	大阪市西区京町堀一丁目8番5号
東	京	東京都中央区湊一丁目8番15号
支	店	東部支店（東京都中央区）同支店内に12営業所 近畿・中部支店（大阪市西区）同支店内に7営業所 西部支店（広島市南区）同支店内に18営業所
工	場	浜松工場（浜松市北区）
研	究	中央研究所（浜松市北区）

### ② 重要な子会社の主要な事業所

国	内	株式会社よしみね（大阪市西区） 明星建工株式会社（大阪市城東区） 日本ケイカル株式会社（浜松市北区）
海	外	MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.（シンガポール国）

## 9 | 従業員の状況（2023年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業別区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事事業	566名	29名
ボイラ事業	105	△9
合計	671	20

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. △は減少を示します。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
335名	23名	39.6歳	13.5年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## 10 | 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

---

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200 百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社りそな銀行	100
株式会社伊予銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100

## 11 | その他企業集団の現況に関する重要な事項

---

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

### 1 株式の状況（2023年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 190,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 56,386,718株  |
| ③ 株主数        | 23,263名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,597 千株	7.1 %
公益財団法人富本奨学会	2,695	5.3
大同生命保険株式会社	2,632	5.2
株式会社三井住友銀行	2,499	4.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,173	4.3
日本生命保険相互会社	1,960	3.9
第一生命保険株式会社	1,930	3.8
明星工業取引先持株会	1,880	3.7
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,425	2.8
株式会社みずほ銀行	1,410	2.8

(注) 1. 当社は、6,359,471株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、この自己株式には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式227,900株は含まれておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役	19,300 株	1 名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16頁「2 取締役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式であります。

3. 上記は監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

### 1 | 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

---

該当事項はありません。

### 2 | 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

---

該当事項はありません。

## 4 会社の役員に関する事項

### 1 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大谷 壽輝	
代表取締役社長	印田 博	
取 締 役	柳 瀬 徹 次	常務執行役員 支店統括部長 兼 調達部 担当 明星建工株式会社 取締役 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	林 秀 行	執行役員 技術統括部長 兼 品質・安全管理部および浜松工場 担当
取 締 役	篠原 基 嗣	執行役員 営業統括部長 兼 工事統括部長 日本ケイカル株式会社 取締役
取 締 役	藤野 景 三	執行役員 営業統括部副統括部長、東京営業部長、 海外営業推進部長 兼 タングー プロジェクト ディレクター MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD. 代表取締役 MEISEI NIGERIA LIMITED 代表取締役 PT.MEISEI INDONESIA 代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂本 英 治	株式会社よしみね 監査役 明星建工株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	上村 恭 一	公認会計士・税理士 上村恭一事務所 所長 誠光監査法人 代表社員 株式会社浅川組 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	岸田 光 正	税理士 岸田光正税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	西村 強	公認会計士 ストロング会計事務所 所長 ストロングアライアンス合同会社 代表社員

(注) 1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏、岸田光正氏および西村強氏は社外取締役であります。なお、各氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士として、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役 坂本英治氏は、当社の支店長および営業所長として長年の経験があり、実務上の会計・原価管理に関する相当程度の知見を有しております。また、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
  - ① 新任〔2022年6月23日付〕  
取締役（監査等委員） 西村 強
  - ② 退任〔2022年6月23日付〕  
取締役 朝倉 滋
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社グループの役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社に対する損害賠償責任と第三者に対する損害賠償責任の損害を填補することとしております。

## 2 | 取締役の報酬等

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について2021年6月24日付で設置した指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたしております。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当該取締役の職務の内容・貢献度および当社の状況等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定いたします。

#### 3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、経常利益を定量的な業績指標として、内規に基づき支給総額を決定いたします。取締役ごとの支給額は、当該取締役の業績への貢献度等を勘案し、指名・報酬委員会の報酬決定に関する意見を尊重し、取締役会で決定のうえ賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

#### 4. 非金銭報酬の内容および額の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬は、株式報酬制度による株式交付信託とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるリスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的といたしております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付され、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時といたしております。



## 5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定いたします。

## 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長 大谷壽輝がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。代表取締役会長が各取締役の担当部門の評価を行うには最適との理由によるものですが、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定いたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	239 百万円	127 百万円	80 百万円	31 百万円	7 名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28 (15)	28 (15)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計	268	156	80	31	11

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名が含まれております。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の限度額は、2015年6月25日開催の第73回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）は年額3億3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役は年額7千万円以内とご決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は7名であり、監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、取締役に対する信託を用いた株式報酬制度（以下、本制度という。）の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、本制度の対象者を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）とし、当初の信託期間における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を156百万円、当該取締役に交付される1事業年度あたりの株式数の上限を104,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。
4. 業績連動報酬の定量的な業績指標となる経常利益につきましては、事業報告4頁の「1 事業の経過および成果」に記載のとおり、中期経営計画の目標数値は上回っており、各取締役（監査等委員を除く。）の担当部門における業績への貢献度は考慮しております。
5. 当社は、2018年6月28日開催の第76回定時株主総会において、同総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く。）に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給につきましてご決議いただいております。支給の時期につきましては各取締役の退任時とし、上記報酬等の額には含まれておりません。

## 3 | 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

1. 監査等委員である取締役 上村恭一氏は、上村恭一事務所の所長および誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所および同監査法人との間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務いたしておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
2. 監査等委員である取締役 岸田光正氏は、岸田光正税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
3. 監査等委員である取締役 西村強氏は、ストロング会計事務所の所長およびストロングアライアンス合同会社の代表社員であります。当社と同事務所および同社との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### 1. 取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（15回開催）		監査等委員会（16回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	上 村 恭 一	15 <sup>回</sup>	100%	16 <sup>回</sup>	100%
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	岸 田 光 正	15 <sup>回</sup>	100%	16 <sup>回</sup>	100%
社 外 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	西 村 強	11 <sup>回</sup>	100%	12 <sup>回</sup>	100%

#### 2. 取締役会、監査等委員会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

上村恭一氏は公認会計士・税理士として、岸田光正氏は税理士として、西村強氏は公認会計士としての専門的見地からそれぞれ企業経営全般にわたる意見を表明し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言、助言を行っております。また、監査等委員会において当社の内部監査およびコンプライアンス体制等について有益な発言を行っております。

なお、西村強氏は2022年6月23日開催の第80回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数が上村恭一氏および岸田光正氏と異なります。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

## 5 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MEISEI INTERNATIONAL PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）による計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（またはこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### 3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 | 責任限定契約の内容の概要

---

該当事項はありません。

## 6 | 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

---

該当事項はありません。

## 6 | 会社の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1 | 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

---

当社は、取締役会において会社法第399条の13第2項の規定に基づき、同条第1項第1号ロおよびハならびに会社法施行規則第110条の4第1項および第2項の各号に定める上記体制について決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. コンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備する。
  2. コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討および対応を行う。  
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席する。
  3. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行う。

4. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しない。
  5. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。
  6. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努める。
  7. 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができる。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役および監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険（以下、「リスク」という。）に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施する。
  2. 緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画および年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行う。
  2. 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告および具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築する。
  3. 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
  2. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

## 事業報告

---

担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とする。

3. 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  1. 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行および支援を行う。
  2. 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けない。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
  1. 監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人から重要事項の報告を求めることができる。
  2. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社グループ各社の財務および業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反および不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  1. 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
  2. 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告する。
  3. 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会は、代表取締役、内部監査室および監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができる。



## 2 | 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 職務執行の効率性確保のための取り組み

当社は、取締役による職務執行の効率性を確保するため、取締役会において経営戦略等、各取締役の担当部門における実績のレビューを行うとともに、当事業年度が中間年度となる3ヶ年の「中期経営計画」の進捗状況について各取締役が適宜報告を行いました。

また、当社グループ各社の代表取締役をメンバーとする「社長会」を定期的で開催し、各子会社における職務執行状況の報告と意見交換を行いました。

さらに、内部統制の目標をより効果的に達成するため、監査等委員会は、年間の監査計画に基づき業務執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査いたしました。

### ② コンプライアンスに対する取り組み

当社および当社グループの役員および使用人がコンプライアンスを実践していくための『企業行動指針』を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備いたしております。本規程に基づくコンプライアンス委員会は定期的で開催され、コンプライアンス上の課題における対策の検討ならびに取り組み全般に対する企画・立案を行い、決議した内容の周知・徹底を図りました。

また、当社および当社グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を配置し、職制に応じた教育・訓練を通じて、コンプライアンス意識の啓発および浸透を推進いたしました。

### ③ リスク管理に対する取り組み

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置して対応に当たることといたしております。当事業年度においては、工事施工上の安全管理や品質保証のほか、海外工事におけるカントリーリスク、与信調査・管理など経営および財政状況に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクで緊急かつ全社的に対応すべき事案はありませんでした。

### ④ 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み

監査等委員は取締役会のほかコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受け、経営全般にわたり意見の表明を行い、内部統制システムの整備・運用状況につきましても取締役および使用人等から報告を受け確認いたしました。また、取締役が決裁した重要書類を常勤監査等委員が定期的に見直し、業務執行状況を監査等委員会で随時確認するとともに、各子会社の取締役との意思疎通および情報交換に努めました。

### 7

## 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

### 1 | 基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きがまだまだ散見されるところであります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

### 2 | 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、1944年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃烧技術を基礎としたボイラの製造・据付、クリーンルーム内装工事、冷凍冷蔵低温設備工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

2021年4月、当社は将来のあるべき姿を見据えて、中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定いたしました。本計画は「新たなステージへの挑戦」をスローガンとして、コンプライアンスの徹底に基づく適正なガバナンスの確立を目指す一方、企業風土の醸成、当社グループ内の意識改革を図り、新たなビジネスチャンスを創出するため、（1）環境変化に対する適応力の強化（2）未来への持続的成長戦略の展開（3）成長を支える収益基盤の確立



(4) デジタル化に向けた業務体制の改革 (5) 企業力の強化と意識改革 を重点施策に挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。また、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、引き続き企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前掲 1 に記載の基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を2021年6月24日開催の第79回定時株主総会において、有効期間を3年として更新のご決議をいただきました。その概要は次のとおりであります。

#### ① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

#### ② 本新株予約権の発行

買付者等が、本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を株主の皆様に対して無償で割当てます。

#### ③ 本プランの概要

##### 1. 本プランの適用対象

本プランは、次の (a) または (b) に該当する当社株式に対する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等所有割合およびその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

##### 2. 当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、買付者等から必要な情報を受領してから、一定の検討期間内に、買付者等からの提案に関する評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。

##### 3. 独立委員会による助言・勧告

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、社外取締役および社外有識者の中から選任された委員により構成された独立委員会を設置いたしております。独立委員会は、取締役会が提供した買付者

等の情報について評価・検討を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとし、

#### 4. 本プランの発動

##### (a) 独立委員会による本プランの発動・不発動の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等の内容について検討を行った結果、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、遅滞なく、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告し、本要件のいずれにも該当しない、または該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には、本プランの不発動を勧告します。

##### (b) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当であると判断した場合、あるいは独立委員会が本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認すべき旨の意見を付した場合、独立委員会による手続に加えて株主意思確認総会を招集し、本プランの発動または不発動に関する株主の皆様意思を確認することができます。

## 4

### 本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、基本方針に記載のとおり、当社の企業価値を向上させ株主共同の利益に資する目的をもって更新されたものです。本プランの有効期間は2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

また、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして、① 経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容となっていること、② 買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性に関する取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため独立委員会を設置していること、③ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと、などから本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。

さらに、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定するに当たって、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、

以上により、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	
<b>流動資産</b>	<b>55,674</b>
現金預金	29,017
受取手形	888
電子記録債権	2,787
完成工事未収入金	16,275
契約資産	5,121
有価証券	300
未成工事支出金	559
商品及び製品	312
原材料及び貯蔵品	223
その他	206
貸倒引当金	△17
<b>固定資産</b>	<b>21,833</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,381</b>
建物及び構築物	3,112
機械装置及び運搬具	421
土地	11,433
その他	413
<b>無形固定資産</b>	<b>62</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,389</b>
投資有価証券	3,805
投資不動産	1,961
繰延税金資産	92
その他	630
貸倒引当金	△100
<b>資産合計</b>	<b>77,508</b>

科 目	金 額
( 負 債 の 部 )	
<b>流動負債</b>	<b>14,056</b>
支払手形	2,283
電子記録債務	1,344
工事未払金	4,955
買掛金	288
未払法人税等	1,436
契約負債	1,109
賞与引当金	454
役員賞与引当金	96
完成工事補償引当金	25
その他	2,061
<b>固定負債</b>	<b>4,003</b>
長期借入金	800
退職給付に係る負債	116
役員退職慰労引当金	143
役員株式給付引当金	122
繰延税金負債	1,943
再評価に係る繰延税金負債	483
資産除去債務	16
その他	378
<b>負債合計</b>	<b>18,060</b>
( 純 資 産 の 部 )	
<b>株主資本</b>	<b>56,234</b>
資本金	6,889
資本剰余金	1,000
利益剰余金	51,396
自己株式	△3,051
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,819</b>
その他有価証券評価差額金	1,017
土地再評価差額金	958
為替換算調整勘定	757
退職給付に係る調整累計額	86
<b>非支配株主持分</b>	<b>394</b>
<b>純資産合計</b>	<b>59,448</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>77,508</b>

# 連結計算書類

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,890
売上原価	44,309
売上総利益	11,580
販売費及び一般管理費	4,750
営業利益	6,830
営業外収益	613
受取利息配当金	145
不動産賃貸料	237
為替差益	73
貸倒引当金戻入額	4
その他	153
営業外費用	185
支払利息	4
不動産賃貸原価	134
投資事業組合運用損	19
その他	26
経常利益	7,258
特別損失	356
減損損失	356
税金等調整前当期純利益	6,901
法人税、住民税及び事業税	2,316
法人税等調整額	△110
当期純利益	4,696
非支配株主に帰属する当期純利益	16
親会社株主に帰属する当期純利益	4,680

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	
<b>流動資産</b>	<b>40,233</b>
現金預金	20,819
受取手形	736
電子記録債権	1,963
完成工事未収入金	13,013
契約資産	2,796
有価証券	300
未成工事支出金	286
商品及び製品	44
原材料及び貯蔵品	155
関係会社短期貸付金	183
その他	87
貸倒引当金	△154
<b>固定資産</b>	<b>16,505</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,346</b>
建物及び構築物	2,855
機械装置及び運搬具	174
工具器具備品	92
土地	5,128
リース資産	14
建設仮勘定	80
<b>無形固定資産</b>	<b>38</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,120</b>
投資有価証券	3,609
関係会社株式	1,802
投資不動産	1,961
関係会社長期貸付金	284
その他	493
貸倒引当金	△31
<b>資産合計</b>	<b>56,739</b>

科 目	金 額
( 負 債 の 部 )	
<b>流動負債</b>	<b>8,220</b>
支払手形	319
電子記録債務	1,240
工事未払金	3,506
未払費用	94
未払法人税等	1,146
未払消費税等	143
契約負債	215
賞与引当金	283
役員賞与引当金	80
完成工事補償引当金	7
その他	1,183
<b>固定負債</b>	<b>2,189</b>
長期借入金	800
退職給付引当金	125
役員株式給付引当金	122
繰延税金負債	203
再評価に係る繰延税金負債	483
資産除去債務	12
その他	441
<b>負債合計</b>	<b>10,409</b>
( 純 資 産 の 部 )	
<b>株主資本</b>	<b>44,402</b>
<b>資本金</b>	<b>6,889</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>1,000</b>
資本準備金	999
その他資本剰余金	0
<b>利益剰余金</b>	<b>39,563</b>
利益準備金	722
その他利益剰余金	38,841
別途積立金	34,000
繰越利益剰余金	4,841
<b>自己株式</b>	<b>△3,051</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,927</b>
その他有価証券評価差額金	968
土地再評価差額金	958
<b>純資産合計</b>	<b>46,329</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>56,739</b>

## 計算書類

### 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,214
売上原価	29,828
売上総利益	8,386
販売費及び一般管理費	3,025
営業利益	5,360
営業外収益	908
受取利息配当金	309
不動産賃貸料	406
為替差益	36
その他	156
営業外費用	268
支払利息	4
不動産賃貸原価	216
貸倒引当金繰入額	11
その他	36
経常利益	6,000
税引前当期純利益	6,000
法人税、住民税及び事業税	1,816
法人税等調整額	19
当期純利益	4,165

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

明星工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

明星工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 須藤公夫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法 第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月7日

明星工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本英治 ㊟

監査等委員 上村恭一 ㊟

監査等委員 岸田光正 ㊟

監査等委員 西村強 ㊟

(注) 監査等委員 上村恭一、岸田光正及び西村強は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会継続会会場のご案内



会場

**北浜フォーラム** (大阪証券取引所ビル3階)  
会議室 A・B・C

大阪市中央区北浜一丁目8番16号 TEL. 06-6202-2311



日時

2023年7月25日 (火曜日) 午前10時



交通

- 地下鉄堺筋線 北浜駅 1B番出口直結
- 京阪電鉄 北浜駅 27番・28番出口直結

※駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。